部長及び参事官　　免許発第184号
殿　　令和８年７月31日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等の運用について（通達乙）

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第95条の５第３項第１号及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第21条の13の規定の適用を受ける本籍の変更（以下「本籍のオンライン変更」という。）並びに法第95条の５第３項第２号及び規則第21条の14の規定の適用を受ける住所等の変更（以下「住所変更ワンストップサービス等」という。）については、「本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等の運用について（通達乙）」（令和７年３月21日付け免許発第82号）に基づき運用されているところであるが、香南警察庁舎の移転による当該警察庁舎における免許業務の中止に伴い下記のとおり所要の改正を行い、令和８年８月３日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

第１　本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等の制度

１　制度概要

法第94条第１項の規定により、運転免許を受けた者は、本籍、住所、氏名及び生年月日（以下「本籍等」という。）に変更を生じたときは、住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）に届け出ることとされているが、法第95条の５第３項並びに規則第21条の13及び第21条の14の規定により、これらの規定に定める措置を講じ、又は講じている者については、システム連携により、警察共通基盤の運転者管理システム(以下「運転者管理システム」という。）上の本籍等の情報が変更されるようにすることで、住所地公安委員会に本籍等の変更を届け出ることを要しないこととされた。

２　両手続の相違点

本籍のオンライン変更については、同手続を利用しようとする者は、同手続の開始に必要となる手続（規則第21条の13第１号及び第２号に定める措置）を行うことに加え、市町村において本籍の変更の届出を行う都度、情報提供等記録開示システム（以下「マイナポータル」という。）を通じて運転

者管理システムに戸籍電子証明書提供用識別符号を送信する操作（規則第21条の13第３号に定める措置）を行う必要がある一方、住所変更ワンストップサービス等については、同手続を利用しようとする者は、同手続の開始に必要となる手続（規則第21条の14第１項に定める措置）を行えば、市町村において住所、氏名及び生年月日（以下「住所等」という。）の変更の届出を行う都度、自動的に運転者管理システム上の住所等の情報が変更され、当該利用する者による操作等は不要である点で異なることに留意すること。

３　運転者管理システムにおける情報の変更

本籍のオンライン変更について、同手続を利用する者がマイナポータルを通じて運転者管理システムに戸籍電子証明書提供用識別符号を送信してから運転者管理システム上の本籍の情報が変更されるまでの所要時間は、おおむね20分程度であるが、住所変更ワンストップサービス等については、同手続を利用する者が市町村において住所等の変更の届出を行ってから、原則として２日後に運転者管理システム上の住所等の情報が変更されることとなるので留意すること。

第２　対象者

１　免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）のみを有する者

本籍のオンライン変更又は住所変更ワンストップサービス等を利用できる対象者は、法第95条の５第３項の規定により、マイナ免許証のみを有する者とされていることに留意すること。したがって、運転免許証を有する者は、当該運転免許証に変更に係る事項を記載・記録する必要があることを踏まえ、引き続き、法第94条第１項の規定により、住所地公安委員会に届け出る必要があり、このことは運転免許証及びマイナ免許証の双方を有する者も同様であることに留意すること。

２　所要の措置を講じ、又は講じている者

マイナ免許証のみを有する者のうち、規則第21条の13の規定による措置を講じた者は本籍について、規則第21条の14の規定による措置を講じている者は住所等について、住所地公安委員会に届出をすることを要しないこととされていることに留意すること。したがって、これらの措置を講じない者又は講じていない者は、マイナ免許証のみを有していても、本籍等に変更が生じたときは、法第95条の５第２項の規定で準用する第94条第１項の規定により、住所地公安委員会に届け出る必要があることに留意すること。他方で、これらの措置を講じるかは、あくまでもマイナ免許証のみを有する者の判断に委ねられており、マイナ免許証のみを有する者にこれらの措置を講じるこ

とが義務づけられているわけではないことにも留意すること。

第３　県民への周知、教示事項等

１　個人番号カード用署名用電子証明書の提出場所、提出日等

本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等の制度を利用しようとする者は、免許センター、署又は分庁舎（香南警察庁舎及びいの警察庁舎を除く。以下「免許センター等」という。）において、月曜日から金曜日までの平日（警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年県条例第47号）第10条に規定する休日以外の日をいう。）の執務時間内に、個人番号カード用署名用電子証明書を提出する必要がある。

２　免許センター等への来訪前に周知すべき事項

本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続の流れは、別紙１の本籍のオンライン変更の利用開始手続の流れ（以下「別紙１」という。）及び別紙２の住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続の流れ（以下「別紙２」という。）のとおりである。具体的には、免許センター等に設置されている機器に接続されたタッチパネルディスプレイを操作し、個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号（６桁から16桁までの英数字）を入力することとなるため、本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等を利用しようとする者は、自らが市町村において設定した当該個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号を免許センター等に来訪する前に確実に確認する必要があることについて、第１及び第２に係る事項と併せて周知すること。その際、個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号の入力を５回連続で誤るとロックがかかり、コンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末や市町村で再設定が必要となることについても併せて周知すること。

３　免許センター等に来訪した者に教示すべき事項

(1)　本籍のオンライン変更

本籍をオンラインで変更するためには、免許センター等において個人番号カード用署名用電子証明書を提出（規則第21条の13第１号）した上で、マイナポータル連携を行い（同条第２号）、市町村において本籍の変更の届出を行う都度、マイナポータルを通じて運転者管理システムに戸籍電子証明書提供用識別符号を送信することが必要となるので（同条第３号）こうした手続について、別紙１を参考としつつ確実に教示すること。また、免許センター等における手続をもって自動的に運転者管理システム上の本籍の情報が変更されると誤解させることがないよう確実に教示すること。

(2)　住所変更ワンストップサービス等

ア　特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る同意

住所変更ワンストップサービス等は、この制度を利用しようとする者から、あらかじめ、国家公安委員会が電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第18条第３項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けることに係る同意を得ることにより、その後、当該制度を利用する者が市町村において住所等の変更の届出を行った場合に、システム連携により、運転者管理システム上の住所等の情報を自動的に変更するものである。したがって、住所変更ワンストップサービス等を利用しようとする者は、当該同意を行う必要があるところ（規則第21条の14第１項）、当該同意を行うに当たっては、住所等の全ての情報の提供に同意しなければならないものではなく、住所、氏名又は生年月日のいずれの情報の提供に同意をするかを選択することができることとされている。したがって、免許センター等において住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行うに当たっては、こうした点を正確に教示し、制度を利用しようとする者に選択の機会を確保すること。ただし、情報提供に同意しなかった項目については、法第95条の５第３項第２号が適用されないため、同条第２項の規定で準用する第94条第１項の規定により、変更があった場合には、住所地公安委員会に届け出る必要があることも併せて教示すること。また、住所変更ワンストップサービス等における同意の有効期間は、電子署名等にかかる地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令120号。以下「公的個人認証法施行規則」という。）第35条の２第４項の規定により、10年とされているため、同意の有効期間経過後も住所変更ワンストップサービス等の利用を継続する場合は、同意の有効期間内に、再度別紙２に記載の利用開始手続を行う必要があることを教示すること。

なお、マイナポータル連携が完了している場合は、住所変更ワンストップサービス等に係る同意状況について、マイナポータルの住所変更ワンストップサービス等利用同意状況照会から確認が可能であるほか、同意をしてから10年が経過する前に、マイナポータルのお知らせ機能において、同意の有効期限を通知することとしているため、併せて教示すること。さらに、住所変更ワンストップサービス等を利用している者が、切れ目なく制度を利用することができるよう、マイナ免許証の更新等の機会を捉えて、同意の有効期間内であれば、いつでも再度の利用開始手続を行うことができる旨を教示すること。

イ　運転者管理システム上の住所等の情報が自動変更がなされないケース

住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行っても、以下に該当する場合は、運転者管理システム上の住所等の情報は自動的に変更されないことを教示すること。

(ｱ)　市町村に住所等の変更の届出をした場合において、新たな個人番号カード用署名用電子証明書の発行手続を行わなかったとき

(ｲ)　個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法施行規則に規定する有効期間の満了を理由に失効した場合において、再度利用開始手続を行わないまま、市町村に住所等の変更の届出をしたとき

なお、(ｲ)に該当する者が、新たな署名用電子証明書の発行手続を行い、マイナポータルから、再度、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行った場合は、その際に提出した個人番号カード用又は移動端末設備用署名用電子証明書に記録されている住所等の情報を取得し、運転者管理システム上の住所等の情報が自動的に変更されることも併せて教示すること。

ウ　同意の取消し

住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行った者は、免許センター等又はマイナポータル（マイナポータル連携が完了している者に限る。）において、いつでも、同意の取消しを行うことが可能である旨を教示すること。

第４　窓口職員が留意すべき事項

１　個人番号カード署名用電子証明書の提出時

本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等の利用に当たって、個人番号カード用署名用電子証明書の提出を受ける際は、

○　手続者の顔貌とマイナ免許証の顔写真の同一性

○　個人番号カードの有効性

○　マイナ免許証の券面の住所等と運転者管理システム上の住所等の同一性

を確認するとともに、個人番号カード署名用電子証明書の暗証番号を入力するに当たっては、その入力内容が他の来訪者により視認できない措置を執ること。また、本籍のオンライン変更及び住所変更ワンストップサービス等における免許センター等における個人番号カード用署名用電子証明書の提出は、それぞれのサービスごとに重ねて行う必要はなく、例えば、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を既に実施済みの者について、重ねて、本籍のオンライン変更のために、免許センター等における個人番号カー

ド用署名用電子証明書の提出を行わせる必要はないことに留意すること。

なお、それぞれのサービスごとに重ねて行う必要はないことは、マイナポータル連携についても同様である。

2　制度利用状況の確認

個人番号カード用署名用電子証明書の提出状況及び住所変更ワンストップサービス等における同意状況については、運転者管理システムの照会機能により確認することが可能であることから、問い合わせを受けた場合は、本人確認を行った上で、照会機能により確認し教示すること。

3　運転者管理システム上の住所等の情報の取込みが完了しない場合の対応

住所変更ワンストップサービス等を利用している者の新たな住所等の情報を運転者管理システムに取り込む際、住所の文字数が運転者管理システムで管理可能な文字数を超えているなどの理由で自動変更が完了しない場合があり得るところ、住所等の情報の取込状況については、運転者管理システムの取込状況検索機能で確認が可能であるため、同機能により未取込みの有無を確認し、未取込みがある場合は、当該者への確認等、必要な措置を執った上で個別に記載事項変更の登録等を行うこと。

4　その他

運転経歴情報記録個人番号カード（以下「マイナ経歴証明書」という。）のみを有する者についても、マイナ免許証のみを有する者と同様に、住所変更ワンストップサービス等を利用することができることから、利用開始手続を行う際等には、第１から第４までに準じ、適正に対応すること。

なお、マイナ免許証のみを有する者がマイナ経歴証明書のみを有する者となった場合や、マイナ経歴証明書のみを有する者がマイナ免許証のみを有する者となった場合は、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続に関する情報が引き継がれるため、再度、利用開始手続を行わせる必要はないことに留意すること。

別紙１（第３関係）

本籍のオンライン変更の利用開始手続の流れ

1	● 個人番号カード用署名用電子証明書の提出 手続者は、免許センター等に設置されている機器において、個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号（６桁から16桁までの英数字）を入力	本籍オンライン変更を利用するためには、マイナポータルを利用して国家公安委員会に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「識別符号」という。）を提出する必要があるが、これに先立ち、運転者管理システムに送信された識別符号が、いずれの免許保有者のものであるかを特定・管理する必要がある。 そのため、手続者は、あらかじめ住所地の免許センター等において、個人番号カード用署名用電子証明書を提出する措置を行うもの。
2	● マイナポータル連携 手続者は、当該者の使用に係る機器（スマートフォン、パーソナルコンピュータ。以下同じ。）からマイナポータルを使用し、以下の措置を行う。 ア マイナポータルへログイン 利用者証明用電子証明書の暗証番号（４桁の数字）を入力又は生体認証 イ マイナポータルから運転者管理システムへマイナポータルログインユーザ情報の送信 券面事項入力補助用暗証番号（４桁の数字）を入力又は生体認証 ウ マイナポータルから運転者管理システムへ署名用電子証明書の提出 個人番号カード用又は移動端末設備用署名用電子証明書の暗証番号（６桁から16桁までの英数字）を入力	手続者がマイナポータルから国家公安委員会に署名用電子証明書を提出し、同署名用電子証明書の発行番号が、１の手続により運転者管理システムで免許情報に連携されて管理されている当該者の個人番号カード用署名用電子証明書の発行番号と同一であることを確認した上で、マイナポータルが生成した仮名（個人を識別する符号）を運転者管理システムにおいて管理するもの。 本手続は、１の手続き後でないと行うことができない。
3	● マイナポータルを通じた戸籍電子証明書提供用識別符号の提出 手続者は、当該者の使用に係る機器から、マイナポータルを使用し、以下の措置を講じて、本籍のオンライン変更を行う。 ア 仮名生成（初回のみ） 券面事項入力補助用暗証番号（４桁の数字）を入力又は生体認証 イ 識別符号の提出 個人番号カード用又は移動端末設備用署名用電子証明書の暗証番号（６桁から16桁までの英数字）を入力	手続者がマイナポータルを通じて、法務省が管理する戸籍情報連携システムに戸籍電子証明書の請求を行うことで取得した識別符号をマイナポータルを通じて国家公安委員会に提出するもの。 国家公安委員会は、手続者から提出を受けた識別符号を戸籍情報連携システムに送信し、同システムから戸籍電子証明書を取得することにより、運転者管理システムで管理する本籍の変更が行われるもの。

別紙２（第３関係）

住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続の流れ

1	●　個人番号カード用署名用電子証明書の提出及びマイナポータル連携（手続者が当該者の使用に係る機器を使用して、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続等を行う場合のみに必要。） 手続者は、以下の措置を行う。 ア　免許センター等に設置されている機器において、個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号（６桁から16桁まで）を入力 イ　マイナポータル連携	マイナポータルにより、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行うためには、これに先立ち、運転者管理システムに送信された利用開始手続に関する情報が、いずれの免許保有者のものであるかを特定・管理する必要がある。そのため、手続者は、あらかじめ住所地の免許センター等において、個人番号カード用署名用電子証明書を提出する措置を行うもの。 なお、マイナポータル連携については、別紙１の２と同様である。
2	●　住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続（免許センター等に設置されている機器を使用して行う又は１の措置を講じた上で、手続者の使用に係る機器を使用してマイナポータルで行うことが可能。） ア　利用規約の確認 使用する機器に表示される住所変更ワンストップサービス等の利用に係る規約を確認 イ　同意項目の選択 手続者が、住所等の提供に同意する項目を選択 ウ　署名用電子証明書の提出 手続者が選択した住所等の提供に係る同意情報に対して電子署名を付し、署名用電子証明書（免許センター等に設置されている機器を使用して行う場合は、個人番号カード用署名用電子証明書に限り、手続者の使用に係る機器を使用してマイナポータルで行う場合は、個人番号カード用又は移動端末設備用署名用電子証明書のいずれでも手続可能）を提出 エ　利用同意内容の確認 手続者が、イで選択した情報を確認	国家公安委員会が地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）から特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるためには、手続者が、特定署名用電子証明書記録情報をJ-LISが国家公安委員会に提供することについて同意している必要がある。そのため、手続者は、免許センター等又はマイナポータルにより、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続に係る情報を提出する措置を行うもの。